

芦市議議第223号

令和7年10月7日

芦屋市長 高島 嶽輔 様

芦屋市議会議長 中島 健一

適正な事務執行を求める申入書

貴職におかれましては、日頃は市政の運営に日夜ご尽力のことと存じます。

今年度に入り、執行機関における事務手続の不備が下記の事案をはじめ、立て続けに起こっています。

市議会は、二元代表制の下、執行機関との健全な緊張関係を保持しつつ、執行機関を監視するとともに、地方自治の本旨に基づいた市政運営がなされるよう議会としての責務を果たしていくかなくてはなりません。

つきましては、市政に対する市民の信頼を維持・向上させるため、法令等に基づき適切に事務を管理し、執行するとともに、公正かつ適正な市政の運営を行うよう申し入れます。

【事案】

- 令和7年6月議会に提出された「第53号議案 芦屋市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の議決前に、改正後の内容が令和7年6月号の広報あしやに掲載されたもの。
- 令和6年度水道事業会計に係る減債積立金の目的外使用について、地方公営企業法施行令第24条第2項の規定に基づく必要な議決を経ることなく決算処理が行われたもの。
- 令和6年度芦屋市水道事業会計決算書について、決算特別委員会建設公営企業分科会の審査後に誤りが判明したため、再度、同分科会を開催し、審査を行うことになったもの。